

御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

御代田駅周辺まちづくり基本構想及び基本計画策定支援業務

2. 目的

しなの鉄道「御代田駅」は、御代田町唯一の鉄道駅であり、町の玄関口となる重要な拠点である。現在、駅周辺の都市機能集積や駅前空間のリニューアル、利便性向上といった課題解決に向け、一体的な再整備の検討が進められている。本業務では、地域の交流活性化に加え、町外からも人々が訪れる魅力的な空間づくりを通じ、シビックプライドの醸成や子育て世代の移住・定住へつなげる空間開発を目指した「基本構想・基本計画」を策定し、「御代田駅」周辺まちづくりの方向性・内容を明らかにする。さらに、駅周辺の整備・管理運営において、民間活力を活用した公民連携事業の検討を行う。

3. 対象区域

本業務の対象区域は、御代田駅を中心とした本業務の目的達成に必要と考える範囲を対象区域とする。

4. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月17日（金）まで

5. 業務内容

(1) 全体スケジュール案の検討・作成

本業務におけるスケジュールの確認・協議及び業務工程表を作成し、委託者と協議の上、決定する。業務工程表は、地権者との合意形成や最適な事業スキームを取りまとめるまでの期間とし、年月を示すものとする。なお、必要に応じて適宜、修正等を加えていくこととする。

(2) 駅周辺の現状把握と課題整理

ア. 御代田町策定の既存関連計画に基づき、御代田駅周辺地区整備の目的や御代田駅及びその周辺地域の位置づけを整理する。

イ. 対象エリアの現状及び法的条件や立地環境等の基本条件及び課題を整理し分析する。

ウ. 駅利用状況や問題点、駅周辺に対するニーズ等を把握するため、町民アンケート及びワークショップ（2回程度）を実施する。

(3) 先進整備事例等の調査・情報収集

ア. 本町の現状と課題を踏まえ、先進整備事例の調査を行う。駅舎及び駅周辺整備の利活用事例の他、本業務の検討の参考となる事例を収集するものとする。

イ. 適用可能な補助金・交付金等の検討について支援する。

(4) 合意形成支援

ア. 町が行う地権者との合意形成活動や民間事業者（ディベロッパー・希望企業等）及び関係機関（しなの鉄道、県、警察）との協議への同行、説明補助、資

料作成などを行う。

イ. 駅利用者及び町民に対する説明会の企画・運営支援を行う。

(5) 検討委員会の運営支援

発注者が設置する学識経験者、駅周辺地区代表者及び関係行政機関等で構成する検討委員会において、資料作成や議事録作成など会議の運営を補助する。

(6) 基本構想作成支援

基本構想を策定する。策定にあたっては、下記の事項に留意すること。

ア. 御代田駅周辺エリアにおいて目指すべき姿を整理すること。

イ. アの整理にあたっては、立地特性や近隣資源について最大限の活用を図る視点を盛り込み、効果の最大化を図ること。

ウ. 駅周辺エリアに期待される役割を整理すること。

エ. ウを踏まえ、対象となるエリアの想定規模を検討すること。

オ. エを踏まえ、ゾーニングについて整理すること。

カ. 必要となる整備方針を検討し、それぞれの基本方針に対し、具体的施策を体系化し整理すること。

キ. 基本構想図及びイメージスケッチ図等視覚的にイメージすることができる内容を盛り込むこと。

ク. 基本計画を策定するために検討すべき課題を整理すること。

ケ. その他基本構想として必要となる事項を盛り込むこと。

(7) 基本計画作成支援

基本構想の内容を踏まえて、下記項目を含む基本計画を策定する。

ア. 基本条件の整理及び分析を行うこと。

イ. 基本構想を基に、対象エリアにおけるゾーニング並びに具体的な導入施設、機能及び規模等の整理検討を行うこと。

ウ. 周辺施設へのアクセスを考慮した配置及び動線の検討を行うこと。

エ. 事業に必要な概算事業費（施設整備費・維持管理費・運営費等）を算出するとともに活用可能な補助金・交付金や起債等について算出すること。

オ. 基本構想のほか、アからエを踏まえ、基本計画としてとりまとめること。

(8) 公民連携手法の導入検討

整備計画案に対応する PPP/PFI に基づく事業方式を検討する。

ア. 事業スキーム（事業手法、事業形態及び事業期間等）を検討し、整理する。

なお、事業スキームの検討について、助言を行うなど本町が事業スキームの方向性を決定するにあたり適切な支援を行うこと。

イ. 公民の役割分担について検討する。

6. 留意事項

(1) 業務の進め方

ア. 本業務の遂行にあたっては、契約締結以降、進め方や資料確認など適宜十分な打合せを行いながら、業務を進めていくものとする。

イ. 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本町と協議し、承認を得ること。

(2) 個人情報の保護・秘密保持

ア. 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、御代田町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

イ. 本業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約の終了または解除後も同様とする。

(3) 成果品について

ア. 成果品（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本町の許可なく第三者に閲覧、複写、複製、貸与または譲渡してはならない。

イ. 業務の遂行のために本町が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。

ウ. 本町は、いつでも受注者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。本町が、受注者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受注者は、本町に協力しなければならない。

(4) 再委託の禁止

ア. 本業務の受注者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできない。また、業務品質の向上や生産性を向上させるために業務の一部を委託する場合は、あらかじめ書面で発注者の承認を得ることとする。なお、この場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせるものとし、受注者は、当該第三者の行為に一切の責任を負うこと。

イ. 再委託の範囲及び内容は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。

ウ. 再委託する場合、第三者も受注者と同等の責任を負う。

(5) 準拠法令

本業務は本仕様書によるほか、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。

(6) 業務体制等

ア. 受注者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。

イ. 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受注者の申請による。

ウ. 本業務に際して使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利に関しては、受注者において、使用許可を得ることとし、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権、特許権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任、費用負担を負うこと。

(7) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

(8) その他特記事項

ア. 本業務において現地調査が必要となった場合、調査にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないように配慮するとともに、交通に支障をきたさないよう行うものとする。調査作業中でない調査員も同様とする。また、その場合の調査に関する諸手続き（道路使用許可申請書等）や区、家屋、店舗等へのお知らせ等は、受注者において行うものとする。なお、業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

イ. 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

ウ. 本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受注者は目

的を勘案し、その専門的立場から、他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本運営業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。